

滋賀県琵琶湖流域下水道条例抜粋

(滋賀県下水道審議会)

第15条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

(審議会の組織等)

第16条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則抜粋

(下水道審議会の会長および副会長)

第16条 条例第15条に規定する審議会（以下「審議会」という。）に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第18条 条例第16条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第19条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、琵琶湖環境部下水道課において処理する。

(雑則)

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

滋賀県下水道審議会の進め方（諮問と答申） ※当初の考え方

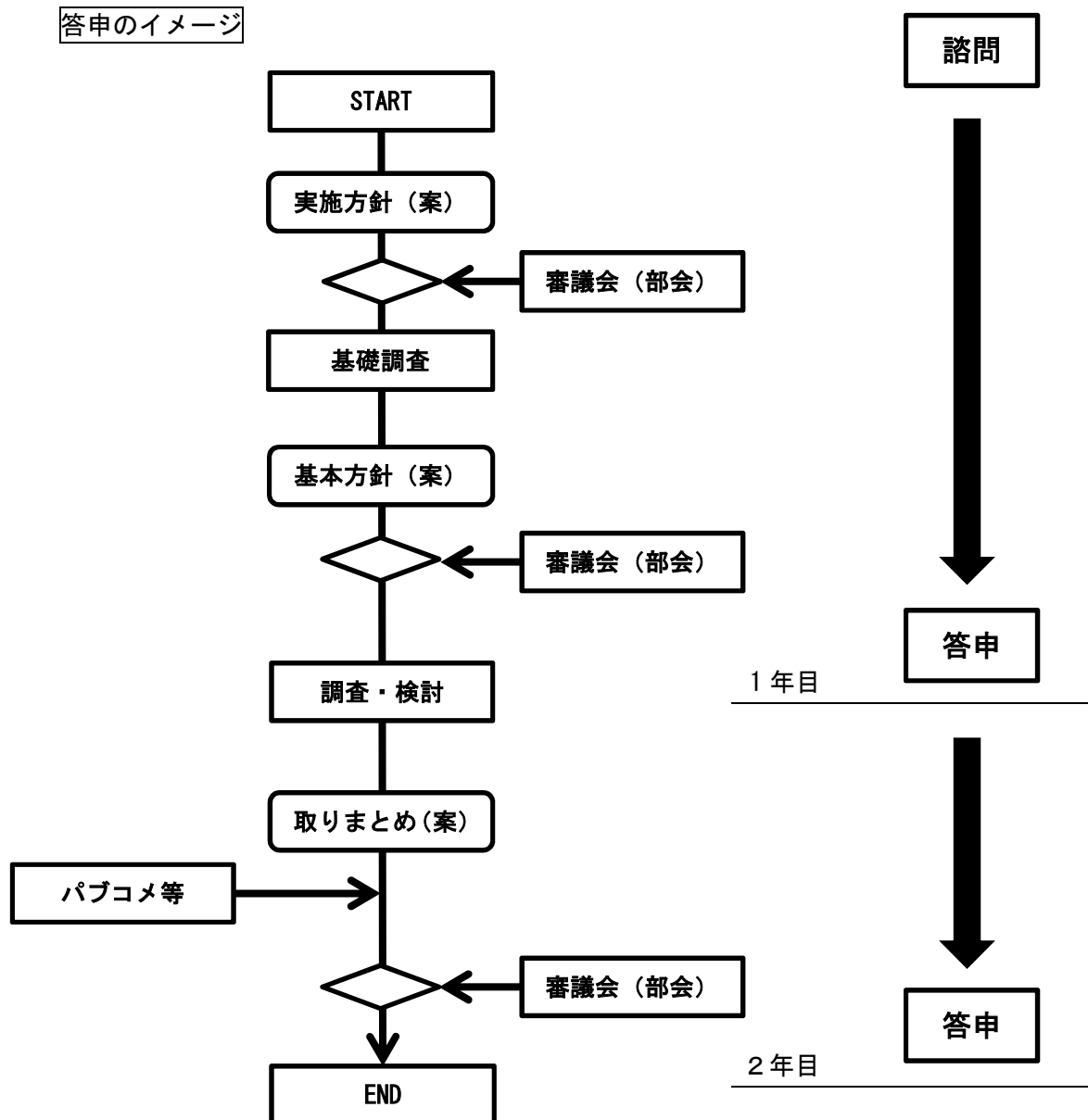
下水道審議会の特徴

- ・ 審議案件が複数あり、それぞれ答申時期も異なる。
- ・ 各審議案件については、その時々意見をいただき、その意見を基にさらに検討を進めていくことが必要。

答申について

- ・ いただいた意見を各年度毎に答申としてまとめる。（答申＝年度報告）

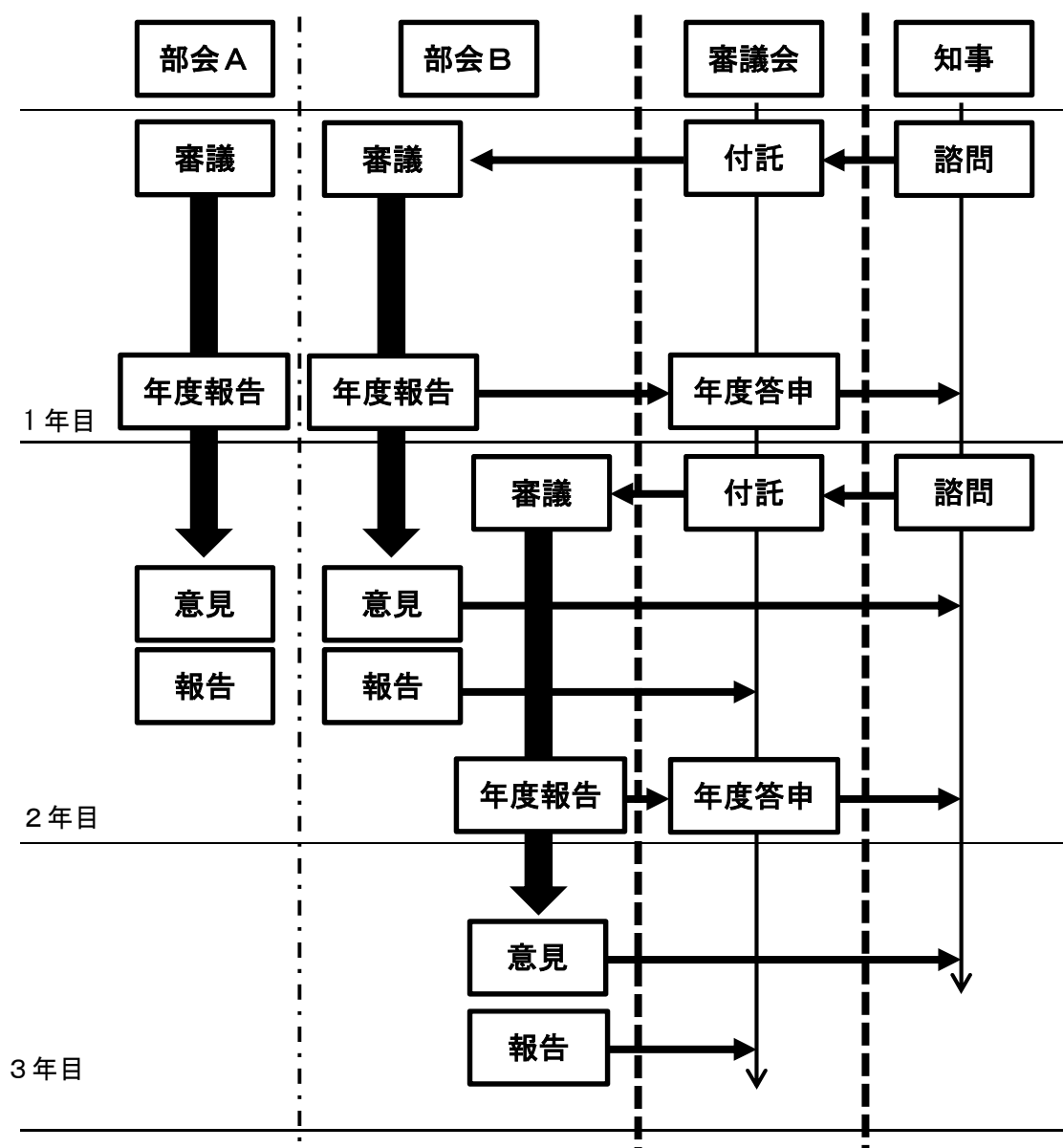
答申のイメージ



滋賀県下水道審議会の進め方（諮問と答申）※当初の考え方（補足）

基本的考え方

- ・ 複数案件を円滑かつ効率的に審議、答申するため、審議会の各専門部会単位の運営を想定。すなわち、各専門部会の議決を審議会の議決とする。（滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則第18条の5「審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」）※「付託」の議決を持って「定めるところ」とする。
- ・ 審議会（全体）は、諮問ごとに各専門部会への付託を行い、各専門部会の審議経過を年度毎に集約し、「年度答申」という形で知事に提出する。



滋賀県下水道審議会の進め方に関する意見とその対応

1. 滋賀県下水道審議会の進め方に関する意見

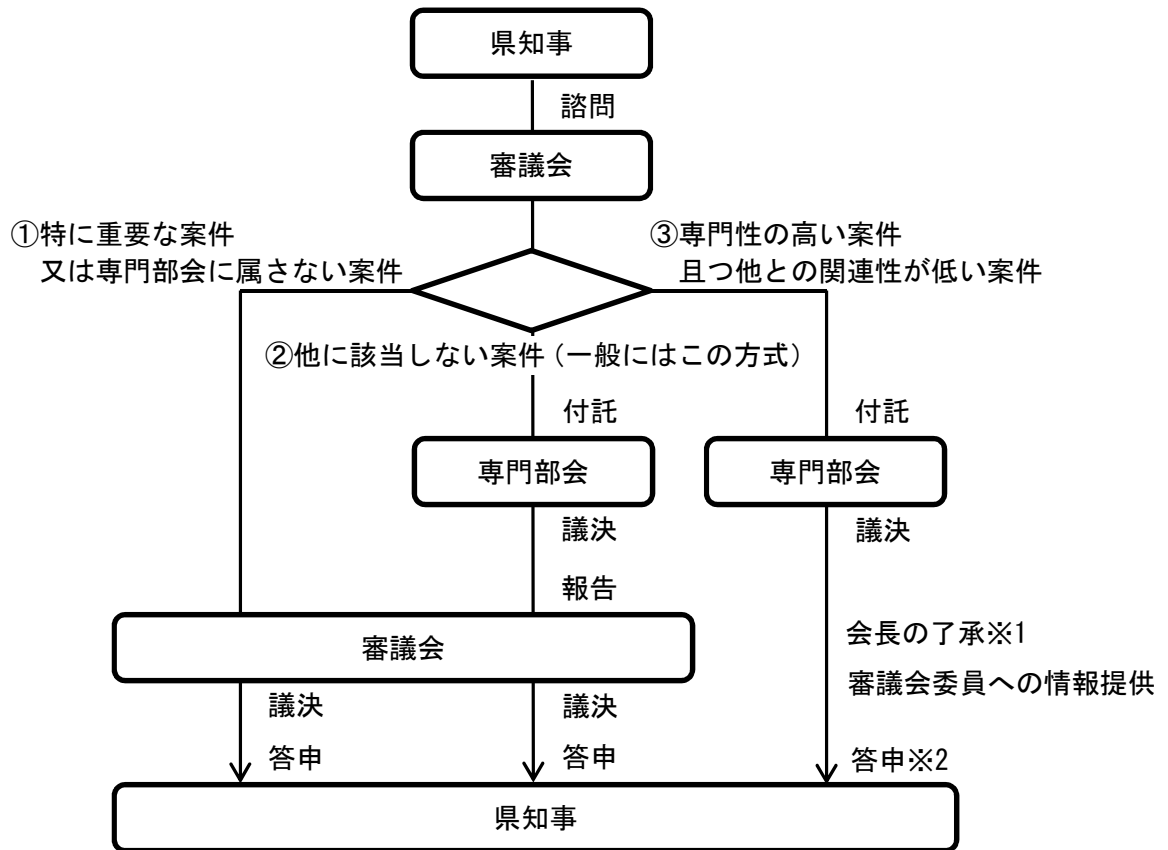
- 第1回審議会において、事務局から「原則として、部会の議決を審議会の議決とする。」という方針を示した。しかし、経営部会の審議事項に対し、当該部会に属さない委員からも意見、要望が出たことを受け、部会長から、条例の規定では「部会の議決を審議会の議決とすることができる。」というものであり、「部会のみで答申は出さず、最終的には審議会で議決すべきである。」との意見が出された。
- また、経営部会の審議過程において、経営の問題は、基本計画部会で審議予定の「滋賀県下水道中期ビジョン」とも密接な関係があるとの指摘があった。



2. 対応方針

- 審議、答申の手続を再整理する。(知事からの受けた諮問の内容に依り、部会への審議付託、議決、答申の手続を設定する。)(別紙「審議会、専門部会での検討、議決の流れ(案)」参照)
- 「滋賀県下水道中期ビジョン」は、滋賀県の下水道事業全体の方向性を総括的に示したものであり、審議会に諮問した「下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項」そのものと解釈することができる。このため、本審議会の審議事項は、「滋賀県下水道中期ビジョン」の策定、見直しおよびその進行管理とする。ただし、ビジョンの内容が多岐にわたるため、原則として、ビジョンのカテゴリー単位に、その内容にふさわしい専門部会で審議し、これを全体会議で取りまとめ、議決し、答申するものとする。
(別紙「下水道審議会の審議事項」参照)
- なお現在、「公営企業会計の適用」(経営部会)、「流総計画」および「都道府県構想」(基本計画部会)が審議中であるが、次期ビジョンの体系が定まっていないため、当面は現在の審議スタイルを継続し、次期ビジョンの体系が定まった時点で審議事項の再整理を行うものとする。(平成28年度第1回審議会をめどにする。)

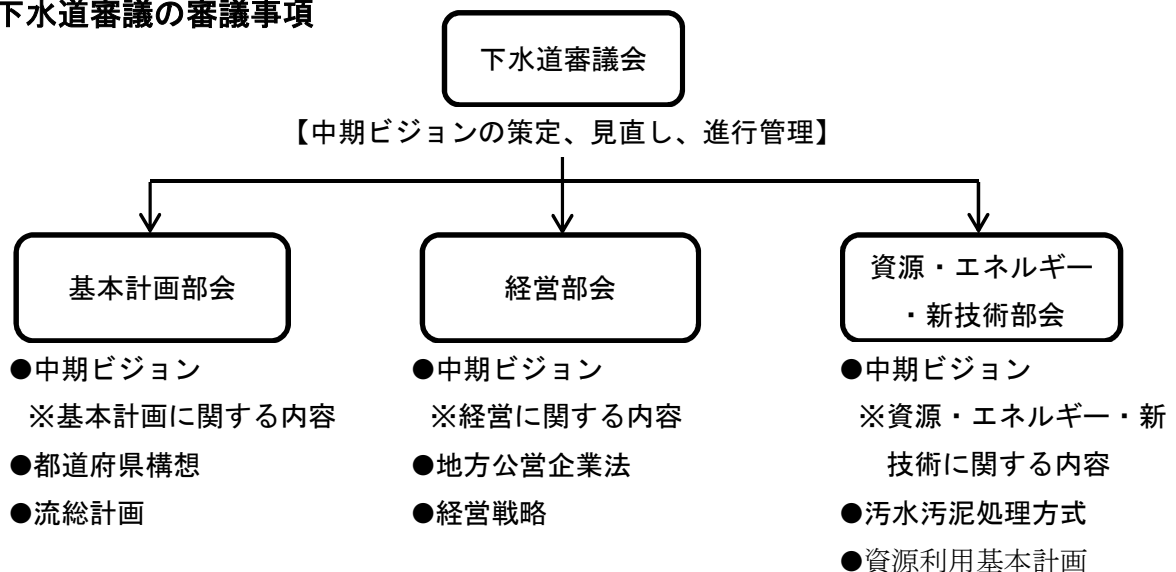
審議会、専門部会での検討、議決の流れ(案)



※1：「了承」は会長の権限で行う。

※2：「答申」は会長が行う

下水道審議の審議事項



審議会、専門部会での審議事項の体系

※現行の中期ビジョン体系に落とし込みの例

分野 (施策の方向性)	カテゴリー① 中期ビジョン	カテゴリー② 中期ビジョン各項目 およびビジョンの方針に関係 の深い基本的計画	カテゴリー③ 中期ビジョンの 方針、基本的計画 に基づく個別の 方針検討
I 暮らし ● 下水道・汚水処理の普及	中期ビジョン 全体取りまとめ 進行管理	中期ビジョン（基本計画） 都道府県構想 流域別下水道整備総合計画	
II 安全・安心 ● 浸水・地震ハード対策 ● 浸水・地震ソフト対策 ● 施設管理の充実		中期ビジョン（基本計画）	
III 環境 ● 水環境の向上 ● 汚泥リサイクル ● 下水道資源の有効利用 ● 地球温暖化対策		中期ビジョン（資源・エネルギー・新技術） 資源利用基本計画	個別施設の汚水・汚泥処理方式
IV 経営管理 ● 持続的な下水道機能の維持 ● 技術情報の伝承 ● 下水道経営の効率化 ● 下水道経営の透明化と費用負担の公平性		中期ビジョン（経営） 地方公営企業法適用 経営戦略	
V 共通 ● 下水道の見える化 ● 国際化への取り組み		中期ビジョン（経営／資源・エネルギー・新技術）	
審議方法	全体取りまとめ 進行管理	専門部会で担当分野を審議し、審議会（全体）に報告	各専門部会で審議し、会長に報告